

矢板市地域活性化起業人設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域活性化起業人制度推進要綱（令和3年3月30日付け総行応第78号）に基づき、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、当該社員がそのノウハウや知見を活かすことにより、地域活性化や定住促進、さらには地方圏へのひとの流れを創り出すことを目指し、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる取組を推進するために設置する矢板市地域活性化起業人（以下「地域活性化起業人」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 三大都市圏 国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。
- (2) 地域活性化起業人 次号に掲げる企業派遣型地域活性化起業人及び第4号に掲げる副業型地域活性化起業人をいう。
- (3) 企業派遣型地域活性化起業人 前条に規定する目的を達成するための取組を推進する三大都市圏に所在する派遣元企業から受入自治体に派遣される者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。ただし、入社後3月未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際、現に矢板市内に勤務する者を除く。）
- (4) 副業型地域活性化起業人 前条に規定する目的を達成するための取組を推進する三大都市圏に所在する企業等に勤務しながら受入自治体にて副業を行う者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。ただし、現に矢板市内に勤務する者を除く。）
- (5) 派遣元企業 三大都市圏に所在する企業等であり、本要綱の目的に賛同し、第3号の社員を市に派遣する民間企業等をいう。

(従事業務)

第3条 地域活性化起業人は、次に掲げる職務に当たるものとする。

- (1) 地方創生の推進に関する取組に関する活動
- (2) その他目的達成に資する取組に関する活動
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動

(身分)

第4条 地域活性化起業人の身分は、派遣元企業または勤務する民間企業等の社員の身分を有するものとする。

- 2 業務の性質上必要と認められる場合には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職として委嘱することができる。

(受入期間)

第5条 地域活性化起業人の受入期間（以下「受入期間」という。）は、6月以上とし、最長3年まで延長することができる。

2 受入期間を延長する場合は、1年ごとに行うものとする。

(給与及び経費負担等)

第6条 企業派遣型地域活性化起業人に対する給与、社会保険及び経費負担等については、市と派遣元企業との協議の上これを定めるものとする。

2 副業型地域活性化起業人に対する報酬及び旅費等の負担については、市と副業型地域活性化起業人との協議の上これを定めるものとする。

(協定等)

第7条 市長は、派遣元企業と協議し、企業派遣型地域活性化起業人の受入条件及びこれに係る費用負担その他について合意した事項の協定書を作成するものとする。

2 市長は、副業型地域活性化起業人と協議し、副業形態、条件、費用負担その他の合意した事項について契約書等を作成するものとする。

(解任)

第8条 市長は、地域活性化起業人が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(3) 地域活性化起業人としてふさわしくない非行があった場合

(守秘義務)

第9条 地域活性化起業人は、職務上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(市長の役割)

第10条 市長は、地域活性化起業人の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行う。

(1) 研修の実施、地域との交流機会の確保

(2) 公正な職務執行の遂行するために必要な配慮

(3) 前2号に掲げるもののほか、地域活性化起業人の円滑な活動に必要な事項

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。